

【2026年度以降初めて標準修業年限超過となった学生】

2026年度における第7セメスター（学期）以降の納付金について （総合理工学研究科・生物科学研究科）

総合理工学研究科・生物科学研究科では3年間（6セメスター）を超えて在籍する場合は、第7セメスター以降、順次在籍セメスターが進むこととなります。

2026年度以降初めて標準修業年限超過となった学生の第7セメスター以降の納付金は、当該年度1セメスター生（1年次生）の授業料と同額となり、【表】に基づき納入していただきます。

【表】セメスター（半期）分

《単位：円》

研究科・専攻	授業料
総合理工学研究科/生物科学研究科	398,000

（注）

- ① 上記の他に、学生健康保険互助組合費及び同窓会費（既定回数納入済みの場合は不要）を納入していただきます。
- ② 休学者については、上記の金額とは異なり、在籍料として半期25,000円と学生健康保険互助組合費を納入していただきます。
- ③ 2026年度に7セメスター以上に再入学をした学生も対象となります。